

5 経済協力調査

経済協力・海外投資に関する資料整備・調査研究事業もほぼ20年を経過した。私も入所以来、ほとんどその歴史とともに歩んできたが、大筋としては自分のやりたいことをやらせていただいたのであって、第三者から押しつけられる仕事はなかった。そして、それが研究所の成果になり、また、私個人のメリットにもなったということで、本当に幸せだったと思う。

しかしながら、経済協力調査室全体としてみてそのような結果になったかどうかという点については、問題なしとしない。以下は、この20年近くの当室の歴史をふり返り、問題点と今後の課題を概括したものである。なお、これは、まったく私個人の意見であって、当室関係者の総意によるものでないことをお断りしておきたい。

(1) 海外投資調査の芽

昭和30年代の日本経済は、所得倍増計画によって年率10%以上という高度成長期に入り、海外直接投資も発展期を迎えた。その背景にはECの発足と先進諸国における資本自由化の動きがあった。そして、わが国でも対内投資を心配するだけでなく、逆にもっと対外投資をすべきだという意見が強くなってきた。そして、昭和36年にはわが国海外投資は1億6481万ドルと1億ドルを超え、以後37年度の9943万ドルを除いては1億ドルの大台を維持した。

アジア経済研究所が設立されたのは、まさにこの時期であり、一般の調査研究に混じって、海外投資に関する調査研究も実施された。合弁事業の実態調査、経済関係法規や租税制度の調査も行なわれた。

(2) 投資資料調査室の新設

昭和30年代後半から40年代初めにかけて、①とくに東南アジア諸国で外国民間資本の導入体制が整備されたことと、②わが国国内市場の飽和と労働力不足によ

る賃金の高騰が表面化したことで、わが国の海外投資も積極化し、わが国企業の海外事業活動は活発さが増してきた。投資金額(許可実績)をみても、昭和40年度が1億5673万ドル、41年度が2億2700万ドル、43年度が5億5717万ドル、44年度が6億6757万ドル、45年度が9億1344万ドルと毎年大台を更新する急激な伸びを示した。地域的にみても、発展途上国向け投資が全体の約6割を占めていた。

こうした発展途上国向け海外投資の増大に伴い、通産省も海外投資施策を精力的に検討していたが、研究所としても経済協力の中での海外投資の意義の大きさにかんがみて、昭和40年度に内規上の組織としての「投資資料調査室」を図書資料部の中に新設した。

新設の背景としては、研究所の外部要因として海外投資の増大という客観情勢が大きかったが、それとともに研究所の一部で次のようなことが考えられていたことも見逃せない。すなわち、①研究所の情報サービスの機能が不十分であったこと、②工業に関する調査研究の実施が遅れていたこと、③経済の調査研究は多かったが、ビジネスの調査研究は着手されていなかったこと、である。

設置当時のメモによれば、投資資料調査事業は、「外国投資の開発途上国の産業開発の促進にはたす投資の環境および要件を企業の側面から総合的に把握するため、これらに関する基礎的データおよびインフォメーションをたえず体系的に整理し、その成果を出版物その他の方法によって提供しようとするものである」となっている。また、当室の業務は「投資に関する情報・資料の整備・提供および編纂に関すること」とされた。つまり、当室の最大の目的は、発展途上国の工業部門に対するわが国投資に関して資料を整備することにあり、調査研究は行なっていないことになっていた。所内の一部からは、当室が海外投資に関する資料整備だけではなく、海外投資促進のための調査と資料整備を管掌するのではないかとの意見も出され、その適否をめぐって種々の議論が行なわれた。

この点について、設置推進側も必ずしも明確な回答を与えたとはいいきれず、暗中模索のうちに発足1年

を終えたといえる。要するに、調査研究の良いところと資料収集整備の良いところの双方をミックスした情報センターを作ることをねらっていたのであるが、この目標が十分に実現できたとは断言できない。そしてこの問題点は、20年後の今日未だに残された課題となっていると思う。

この昭和40年度には重要なことがひとつある。それは、昭和41年度に向けて「海外投資調査事業費」という新規予算を要求し、結果的には1630万円という予算を認められたことである。

(3) 新規予算による事業実施

こうして当室は、昭和41年度から新規予算をもって始まったが、研究所としては、予算の趣旨を生かし、なおかつ資料整備と調査研究に関する研究所独自の事業とすることに苦心した。このため、当室に「調整委員会」を設けて、通産省や民間有識者の方がたと研究所との間で本事業の基本的な方向づけを行なうこととし、他方では「海外投資懇談会」を設けて、とくに海外投資関係の多数の民間団体からの要望を継続的に聴取することとした。当時の議事録を読んでもるとき、今日研究所に対して各界から要望されていることがほとんどそのまま現われていて誠に興味深いものがある。

ともあれ、41年度の6月には、以下のような事業の骨格ができあがった。

1. 方針

発展途上の諸国の投資環境に関し研究所内に蓄積された研究成果を基礎として、関係各機関の協力を得て、次の作業を行なうこと。

2. 基礎的諸事業の整備

(1) 国別事項別データの整備とその抄録

(2) 関係諸機関の活動状況

3. 投資環境資料の作成

(1) 「海外投資参考資料」シリーズの刊行

(2) 「外国の企業」シリーズの刊行

(3) 国別「経済と投資環境」シリーズの編さん

(4) 特殊問題の調査

4. 現地実態調査の実施

この作業計画をみると、あくまで中心は資料整備ということになっているが、実際には調査研究にかなりの精力をつぎ込んだことは否めない。なお、資源と経済関係法に関する事業は「特殊問題」とされていた。

国別「経済と投資環境」シリーズの刊行は、諸事情により困難をきわめ、17点目標のうち7点の刊行に終わった。このうち、インド篇は諸々の意味ですぐれた成果の一つであると思う。

(4) 経済協力調査室への移行期

70年代（昭和45年以降）に入ると、海外投資のあり方や、政府、民間両ベースの経済協力のパッケージ・ディールなどがあらためて論議されるにいたったことで、海外投資を含めた経済協力全体を調査研究することが必要になってきた。

このため、昭和45年初め、当室の名称を「経済協力調査室」と改め、業務も「わが国の経済協力に関する情報・資料の整備、調査および提供に関すること」と変えられた。そして、国別投資環境を中心とする従来の作業のほかに、政府ベースの経済協力、OECD（経済協力開発機構）およびDAC（開発援助委員会）諸国の政府開発援助などに関する調査研究と情報・資料の収集・整備のために組織的な準備作業が始められた。

ここで重要なことは、投資資料調査室が“資料の調査”であったのが、経済協力調査室になって公式に“資料と調査”ということになった点である。そして、この頃から資料整備に払う努力が少しずつ弱まり、当室の事業の中では調査研究が主力になっていった。

「海外投資参考資料」シリーズは、事業の拡充に併行して「経済協力調査資料」と改められ、昭和45年7月に1号を刊行し、55年3月現在で100号近くに及んでいる。前身の「海外投資参考資料」が国別「経済と投資環境」を補完するものであったのに対し、「経済協力調査資料」は当室全体の事業成果の発表の場となっていた。ただし、このシリーズでは、研究論文めいた成果の発表はできるだけ避け、資料的色彩の強いものを優先させる方針がとられた。

(5) 経済協力調査室の独立

昭和46年4月、経済協力調査室は、〃部に属さない室。として独立した。この頃から従来の海外投資関係の事業に加えて、経済協力プロジェクト評価方法、資源開発分析といった経済協力全般に関する調査や、通産省と科学技術庁からの委託による技術移転調査など、これまでと違った新しい調査方法によるものが増えていった。昭和47年度には「経済協力システム調査費」が新規に認められ、発展途上国の経済・政治・社会指標の定量分析、援助効果の定量評価などをめざす事業が始められた。後述の「経済協力基礎指標作成費」とほとんど同じものをわらっていたと言える。

また48年度には、通産省から大型の「経済開発分析事業」を受託したため、当室の中に受託プロジェクト・チームを設けた（昭和48年にこのチームは当室から独立する）。通産省のねらいは、わが国経済協力の進展に伴い、援助対象国の経済情勢を常時的確に把握できる資料を備えておくということで、いわば世銀の『カントリー・レポート』の日本版を作ろうというところにあった。

こうして、46年から51年までの5年間は、諸々の要因によって、一体、経済協力に関する調査とはどういう範囲までを指すのか、といった具体的な問題を残したまま過ぎてしまった感が強い。国別「経済と投資環境」と「外国の企業」のシリーズも、志なかばにして中止となり、海外投資の調査も対象が複雑多岐にわたってきたため、決定的な分析ツールを見出せぬまま調査の繰返しに終わったように思う。

こうした中で、経済関係法の資料整備と調査研究に関する事業は、相対的にひとつの範囲をもっていただようである。前述のように、投資資料調査室の発足当初、この事業が当室の特殊問題として位置づけていたことを思うと感慨ひとしおである。こうした結果になった原因は簡単である。すなわち、一方では経済協力というテーマが科学的調査研究の対象になりにくく、依然として有力な方法論を見つけれないこと、他方、法解釈学が科学であるかどうかはともかく、経済関係法

については、その対象とする法律とその解釈・問題点の指摘という作業は進めやすかったということである。その代わり、この作業から外国法学、比較法学その他の部門に対して顕著な業績をもたらしたものが生まれただかどうかという判断はむずかしい。

(6) データ整備の機械化

昭和53年度からは「海外投資法制調査費」が新規に加わり、さらに54年度には「経済協力基礎指標作成費」が加わった。前者は法令条文、後者が経済・社会指標とデータの内容こそちがうが、何れもコンピューターを使っての各国データの整備とそのデータを使っての調査解析をねらいとしている。私見によれば、後者のような事業は、研究所の設立直後からなされて然るべきものであった。かつて10年近く前に経済成長調査部の一部で試みられ、また、先述のように当室でも新しい予算で手がけたことはあったが、ほう大な作業量と分析手法の開発の遅れで中断してしまった。このような大事業は研究所が全所的にとり組む必要があると考える。データ整備と調査解析をする職員が同一人物であるところから、その作業量は大変なものである。具体的には、調査担当職員が時には夜を日についてデータ入力で頑張ることになった。

この経済協力基礎指標と各国法令の二つの事業は、いろいろ困難な問題を抱えているものの、データ整備自体は仕込みに10年ぐらいかければきつと味がでてきて、経済協力関係者に基礎的なデータとして利用されることは疑いない。しかしながら、調査担当者は、データ整備の機械化で評価されることよりも調査研究成果で評価されることを願っているかも知れない。今後のひとつの解決方法は、作業要領が軌道に乗ったところで、これを外注ベースとし、調査解析を研究所の関係部室が共同して行なうということである。ただし、外注にせよ何にせよデータ整備を他人に委せ、自分の成果は調査研究で問うてほしい、ということになると、必ず大きな障害にぶつかり、最もきびしい試練を受けることを忘れてはならない。

(7) これまでの問題点と今後の課題

以上、各種事業費に基づく投資資料調査室と経済協力調査室の事業をふり返ってみた。手さぐりながら20年間経済協力、海外投資に関し、当室は10人前後という少人数ながら、大筋では良くチームワークを保ち、それぞれが普通の職員が人並み以上の仕事量をこなしてきた。

その成果が後世に残るものであるかどうかの判断には慎重を要するが、私見では、今後の問題点として次の5点があげられるであろう。第1に、発展途上国向け経済協力に関する調査研究を事業テーマとして抽出してみても、理念のはっきりしない経済協力そのものには多分に非論理的要素が絡んでいるから、本来それは科学的分析になじまないのではないかという考えを捨てきれないこと、である。この点が弱いから、調査研究成果が体系的にならない。

第2に、経済協力というテーマは多分にわが国政府の政策的なものを含んでいるので、調査研究成果が政策指向的なものになりがちで、いわゆる「学者」、「研究者、からとかく批判されることである。「学問は政治と切り離すべきで政府の政策とは一線を画すべきだ」ということのようなことである。しかし、経済協力ということ^を勉強していくと、「発展途上国に関する調査研究に止まらず、「発展途上国の発展のための、やや政策指向の勉強に入らざるを得ないのではなからうか。

問題は、政府の政策に対して特殊法人の研究所の職員としてどのようにものをいうか、というむずかしさである。

第3に、経済協力に関する当室の資料整備と調査研究の守備範囲を考えると、所内の他部室との関連で当室のアイデンティティが未だにはっきりしないことで

ある。いつもいわれるとおり、考えようによっては研究所全体が経済協力に関する資料収集整備と調査研究を行なっているのである。

第4に、研究所の調査研究に対する各界の批判ないし要望を当室が受けとめて、いわば防波堤的な役目を果たさせられるという場面が何度もあったが、そのようなことには限界があるということである。調査研究に基礎と応用があるとすれば、応用はまさに基礎を終えた者が行なうべきで、当室のように基礎づくりの時間の余裕を与えられずにいきなり応用に入るようでは良い仕事はできるはずがない。こうしたことをわかっていながら、基礎部門の人が積極的に応用部門に回ることもほとんどないし、手伝っていただくことさえも容易ではなかった。これでは抜きこんだ成果が生まれるはずがない。

第5に、調査研究者が「組織的、研究の中に自己を埋没させて仕事を進め、なおかつ「個人的、業績をあげていくことは、とてもむずかしいということである。これは、研究所が新規性のある事業を始めようとするれば、必ず解決しなければならない問題であるにも拘らず、解決のむずかしい難問なのである。

以上の5点からいえる今後の課題は、次のとおりである。すなわち、研究所は20年経過したところで改めて「経済協力」に関する調査研究とは何か、それはどのような方法によって可能となるか、それにはどのような研究組織の再編成が必要なのか、といったようなきわめて原点的問題を、当室のアイデンティティとの関係で皆が検討すべきだ、ということである。

なお、当室の調査研究および資料整備の成果である「外国の企業」13点、「海外投資シリーズ」8点および「経済協力調査資料」99点については、巻末の「成果リスト」(資料3)を参照されたい。(桜井雅夫)